第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例フィリピン人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十八年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十九年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十一に掲げる平成三十年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十三に掲げる令和三年度入国特例フィリピン人看護師候補者又は一の十四に掲げる令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者をいう。

［一の二～一の十三　略］

一の十四　令和四年度入国特例フィリピン人看護師候補者　令和四年度に本邦に入国したフィリピン人看護師候補者のうち、協定附属書八第一部第六節１(a)の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

二　特例フィリピン人介護福祉士候補者　二の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十八年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十九年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成三十年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十三に掲げる令和二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者又は二の十四に掲げる令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。

［二の二～二の十三　略］

二の十四　令和三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者　令和三年度に本邦に入国したフィリピン人就労介護福祉士候補者のうち、協定附属書八第一部第六節１(b)の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら令和七年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

［三～六　略］

第三　［略］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

［一～四　略］

第二　定義

この告示において使用する用語は、指針において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一　特例フィリピン人看護師候補者　一の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の八に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の九に掲げる平成二十八年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十に掲げる平成二十九年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十一に掲げる平成三十年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人看護師候補者、一の十三に掲げる令和三年度入国特例フィリピン人看護師候補者をいう。

［一の二～一の十三　同上］

［号を加える。］

二　特例フィリピン人介護福祉士候補者　二の二に掲げる平成二十一年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の三に掲げる平成二十二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の四に掲げる平成二十三年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の五に掲げる平成二十四年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の六に掲げる平成二十五年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の七に掲げる平成二十六年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の八に掲げる平成二十七年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の九に掲げる平成二十八年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十に掲げる平成二十九年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十一に掲げる平成三十年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十二に掲げる令和元年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者、二の十三に掲げる令和二年度入国特例フィリピン人介護福祉士候補者をいう。

［二の二～二の十三　同上］

［号を加える。］

［三～六　同上］

第三　［同上］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

［一～四　同上］